

第2編 施策の展開

第2編 施策の展開

第1章 施策の体系

【施策の体系】

基本目標 主要施策	個別施策	具体的施策
I 『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして》		
1. 高齢者が安心して暮らせる地域づくり	(1) 地域支援機能の強化	①日常生活圏域の設定 ②地域包括支援センターの機能強化 ③地域包括ケアシステムにかかる関係機関との連携の強化 ④地域での支え合い機能の強化
	(2) 在宅生活への支援	①生活支援サービスの充実 ②在宅医療の充実
	(3) 認知症高齢者に対する支援の強化	①認知症の予防及び早期発見・早期対応への取り組み ②認知症に関する知識の普及啓発の充実 ③医療体制の充実 ④相談体制の充実 ⑤サービス基盤の整備 ⑥地域の関係機関のネットワーク構築及び地域活動の支援 ⑦地域の見守り体制の構築
	(4) 虐待防止・権利擁護の推進	①高齢者虐待防止への取り組みの推進 ②権利擁護事業の推進
	(5) 安心して暮らせる生活環境の充実	①住まいに関する安心・安全の確保 ②生活環境の整備
II 『参加と予防』《高齢者の生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）の向上と自立支援のために》		
1. 健康づくり・社会参加の推進	(1) 市民の主体的な健康づくりへの支援	①市民の健康づくり意識の向上 ②かかりつけ医の普及啓発
	(2) 生活習慣病等の疾病予防	①メタボリックシンドロームに関する正しい知識の普及啓発 ②特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の受診促進
	(3) 生きがいづくり・社会参加の推進	①高齢者の生きがい・居場所づくり ②老人クラブ活動への支援 ③高齢者の就労支援 ④スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑤地域敬老事業の充実
2. 介護予防の推進	(1) 一次予防事業の推進	①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③一次予防事業の評価
	(2) 二次予防事業の推進	①二次予防事業対象者把握事業の強化 ②二次予防事業（介護予防事業）の推進 ③二次予防事業の評価
	(3) 介護予防拠点の整備	

【施策の体系】

基本目標 主要施策	個別施策	具体的施策
Ⅲ 『介護』 <<持続可能な介護の体制づくりのために>>		
1. 介護保険事業 の適正・円滑な 運営	(1) 介護保険サービスの安 定的な提供体制の充実	①地域密着型サービスの充実 ②介護保険施設の整備 ③介護保険在宅サービスの充実
	(2) 介護保険の円滑な運営 体制の充実	①要介護認定の適切な実施 ②介護保険事業に関する評価の実施 ③介護給付適正化に向けた取り組み ④介護サービス事業者に対する指導・助言等の 取り組み ⑤介護サービスの普及啓発の推進 ⑥介護サービスに関する苦情・相談体制の充実 ⑦介護従事者の育成・定着のための支援

第2章 基本目標別の施策内容

基本目標Ⅰ 『地域』《見守り合い支え合える共同体をめざして》

1 高齢者が安心して暮らせる地域づくり

平成22年度に実施した「高齢者福祉と介護保険サービスについてのアンケート調査」（以下「アンケート調査」といいます。）の結果では、要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者の6割は、介護が必要になっても在宅での生活を希望しています。また、一般高齢者では、運動器や閉じこもり等のリスクに比べ、「認知症予防」や「うつ予防」のリスク該当者割合が比較的高く、要介護（要支援）認定者（在宅）になると、認知症リスクの割合がかなり高くなり、認知機能が低下している人は少なくありません。

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、保健、医療、福祉、介護の各サービスが切れ目なく提供されるとともに、ひとり暮らし高齢者世帯などの高齢者世帯をはじめ、認知症高齢者等の支援が必要な高齢者の生活を地域で支え合う重層的な支援体制の実現が重要です。そのためには、高齢者のニーズに応じ、在宅での介護生活が安定的に行えるサービスの充実をはじめ、医療機関での入院生活から在宅での療養生活への円滑な移行や在宅医療、認知症ケアのための医療機関との連携強化が必要です。

一方、支援が必要な高齢者が地域社会から孤立することなく、身近なところで福祉や介護等に関し気軽に相談できる体制の充実を図り、必要なサービスに繋げる地域の支援ネットワークを強化することも重要です。ネットワークを推進する中で高齢者に対する虐待防止や災害時の安全確保等が図れるよう、地域コミュニティの強化を図る取り組みが必要です。

このような現状と課題を踏まえ、今後は、次の個別施策に沿って関連事業等を展開します。

【個別施策】

- (1) 地域支援機能の強化
- (2) 在宅生活への支援
- (3) 認知症高齢者に対する支援の強化
- (4) 虐待防止・権利擁護の推進
- (5) 安心して暮らせる生活環境の充実

(1) 地域支援機能の強化

国は、介護や支援が必要な状態となっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健、医療、福祉、介護などのサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を重点的に進めることを求めています。

このような地域包括ケアシステムの考え方を踏まえ、高齢者が在宅で安心して生活できる支援体制の構築に取り組むとともに、地域のネットワークをはじめ、近隣同士の共助による見守り、NPOやボランティア等によるインフォーマルな支援も含めた総合的・包括的な地域ケア体制の整備を前提に様々な施策や事業を推進し、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

①日常生活圏域の設定

国の基本的な考え方は地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、介護保険サービス等を提供するための整備状況等を総合的に勘案して、高齢者が住み慣れた地域でサービスが受けられるように「日常生活圏域」を設定することとしています。

本市では、前計画からの継続性を考慮し、また要援護高齢者を支援する関係者、関係機関が緊急時において迅速に駆けつけることができるよう、引き続き中学校区を単位とした圏域を設定し、この圏域を基本に地域包括ケアシステムの構築をめざすものとします。

日常生活圏域 (中学校区)	小学校区
長岡中学校区	神足小学校区 (全域)、長法寺小学校区 (全域)、長岡第六小学校区
長岡第二中学校区	長岡第三小学校区 (全域)、長岡第七小学校区 (全域)、長岡第十小学校区 (全域)
長岡第三中学校区	長岡第四小学校区 (調子1丁目、調子2丁目、友岡1丁目、友岡2丁目、友岡3丁目、友岡4丁目、竹の台の全域) 長岡第八小学校区 (全域)・長岡第九小学校区 (全域)
長岡第四中学校区	長岡第四小学校区 (長岡第三中学校区以外の区域)・長岡第五小学校区 (全域)

②地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核となる機関に位置づけられます。地域の高齢者の多様なニーズに応えるため、保健、医療、福祉、介護の各サービスを適切に調整し、繋げる機能を発揮できるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

また、地域包括支援センターと地域の関係団体・機関によるネットワークとの連携

を図り、地域住民による共助の取り組みと合わせ、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など地域の要援護者に対する支援機能の強化を図ります。

■ 地域包括支援センターを核とした地域の総合的な相談支援体制の構築

現在、地域包括支援センター1ヶ所（2チーム体制）としている業務実施体制について、高齢化の進展による虐待等の困難ケースの増加に対応するため地域包括支援センターの増設や在宅介護支援センターのあり方も含めた地域の総合的な相談支援体制構築の検討を行います。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
地域包括支援センターを1ヶ所整備し、市域内で2ヶ所（3チーム体制）とすることを目標として取り組みます。	充実

■ 地域のネットワーク化への支援とケアマネジメント力の向上

高齢者が住み慣れた地域で必要とするサービスを適切に利用できるよう、地域の関係団体・関係機関、サービス提供事業者等の情報共有、ネットワーク化への支援に努めます。

また、困難事例の検討などを通じ、関係機関や事業者等が連携し、互いに研鑽することでケアマネジメント力の向上が図れるよう支援します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
包括ケア会議や中学校区ごとの地域ケアマネジメント会議を毎月開催し、困難事例の対応検討等を通じて、関係機関におけるネットワーク構築を強化します。	推進

■ 職員の資質向上のための支援

地域包括支援センターの職員が自己研鑽に努めることができるよう、研修会への参加機会の提供や、高齢者介護を取り巻く最新の情報提供を行います。

また、定期的開催する地域包括支援センター連絡会や専門三職種会議を活用して、情報交換・情報共有を図ることにより、職員の資質向上への支援に努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
地域包括支援センター職員に対して、高齢者介護を取り巻く最新の情報提供を行うとともに、研修参加機会の確保に努めます。	推進

■ 地域包括支援センターの普及啓発

地域包括支援センターの周知を図るとともに、電話相談や訪問相談など、できる限り利用しやすい地域包括支援センターとなるような取り組みに努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
市広報誌、ホームページでの広報に加え、出前ミーティングや民生児童委員協議会等に職員を派遣することにより、地域包括支援センターの周知を図ることで、支援を必要とする人の相談利用に繋がっていきます。	推進

③地域包括ケアシステムにかかる関係機関との連携の強化

介護や生活支援を必要とする人を早期に発見し、その人に対し迅速に、かつ最も適した形で地域の保健、医療、福祉等の様々なサービスや、NPOやボランティアなどによるインフォーマルなサービスが連携し提供される仕組みが十分に機能するよう、地域の様々な関係機関の連携を強化します。

■ 包括ケア会議の推進

今後、高齢化の一層の進展により、虐待や認知症等困難ケースが更に増加することが見込まれ、包括ケア会議の開催によりそれらのケースに適切に対応するとともに、地域のネットワーク体制構築を図ります。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
毎月、包括ケア会議を開催することで、虐待や認知症等の困難ケースに対して、介護支援専門員を支援しながら、適切に対応するとともに、更に地域のネットワーク構築を図っていきます。	推進

■ 地域包括支援センター運営協議会の開催

地域包括支援センターの運営や地域包括ケアの推進のため、学識経験者や地域医師会、民生児童委員、介護支援専門員等の関係者からなる「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、開催することで、地域包括支援センターの役割の周知や適正な事業実施について協議するとともに、関係者間のネットワークの構築を図ります。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
地域包括支援センター運営協議会を、年に数度開催することで、事業実施や運営に関して関係者からの意見を受け、適正な事業運営に努めるとともに関係者間のネットワークの構築を図ります。	推進

■ 医療と介護の連携強化

高齢者に対する保健、医療、福祉、介護などの多様なサービスが身近なところで包括的に提供ができる支援体制を確立するため、保健、福祉、介護の関係機関や医療機関、医療関係者等との連携を強化します。

また、在宅を中心としたケアを支援するためには、保健・医療、福祉、介護などの各サービスが一体となった提供体制が必要であり、地域包括支援センターとの連携のもと、包括ケア会議等の取り組みの中で関係機関との情報共有に努め、各サービスが切れ目なく効果的に提供される体制づくりをめざします。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
包括ケア会議や各種ケース会議等にも可能な限り、医療関係者の参加を要請するほか、退院後の在宅生活に備えたカンファレンスの実施により、円滑な在宅生活への移行を図ります。	推進

④地域での支え合い機能の強化

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、サービス提供事業者だけでなく、民生児童委員やボランティア等の多様な主体による福祉活動の果たす役割は、地域力を高めていく上で重要です。

日常生活の中での近隣同士の声かけや見守りなど、地域の中での支え合い、助け合いが機能する環境づくりに努めるとともに、地域の福祉ネットワークの機能の拡充を図り、相談支援の充実をはじめ、ひとり暮らし高齢者等の孤立の防止や虐待の早期発見・早期対応など、高齢者が地域で安心して暮らすことができる体制づくりを推進します。

■ 地域の見守り体制の強化、孤立防止への取り組みの推進

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯が増加する一方、地域力の低下により、高齢者の地域での孤立が問題となっています。本市では、小学校区を単位とした地域コミュニティー協議会を設立し、地域コーディネーターを配置することで、地域コミュニティーの活性化を図る様々な活動を実施していますが、今後も、そういった活動に併せて、自治会組織の活性化に取り組み、自治会組織を単位とした地域のネットワーク体制の強化に努めます。

平成 23 年度からは、そういった地域の関係者による見守り活動の一環として、災害時要配慮者として登録のある高齢者を対象に、民生児童委員を通じて「命のカプセルキット配布事業」を開始し、高齢者の状況把握とともに救急時の安心・安全を確保する取り組みを始めました。

これらの地域におけるネットワーク構築を目的とした取り組みと配食サービス等

の生活支援サービスの充実を図ることにより、地域の見守り体制の強化と高齢者の孤立防止を推進していきます。

※災害時要配慮者支援制度・・・65歳以上の独居の方や一定の要件に該当する高齢者・障がい者の方を対象にあらかじめ、地域の中で「避難支援者」を登録しておき、災害時に地域で支え合う制度

※「命のカプセルキット配布事業」・・・高齢者や障がい者の方の安心・安全確保のために、かかりつけ医や緊急連絡先等の情報を専用の容器（キット）に入れて、自宅に保管しておくことで万が一の緊急時に備える制度

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
ボランティアや市民活動団体等の地域の見守りネットワーク構築に資する活動に対して、引き続き支援を行うとともに、配食サービス等の生活支援サービスの充実を図ることで、地域の見守り体制の強化及び高齢者の孤立防止を図ります。	推進

■ 災害等における支援体制の強化

「長岡京市地域防災計画」に基づき、高齢者や障がい者、乳幼児等の災害時要援護者に対し、災害時、迅速かつ的確な対応を図るための体制整備を図ります。また、災害発生後、支援が必要な高齢者が避難所として利用できる社会福祉施設等を拡大していき、高齢者が避難中に安心して過ごせる生活環境を確保するとともに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、震災後に福祉サービスを継続して受けることが困難となったことが課題として、取り上げられていることから、福祉サービスが継続的に提供される体制づくりを、地域の福祉団体、事業者、関係機関との連携のもと構築することに努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
災害が発生した際、迅速かつ的確な対応を図るための体制整備を図るとともに、高齢者が必要とするサービスを継続して受けられるよう、連携強化を図ります。	推進

■ ボランティア活動・社会貢献活動への支援

社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点に、ボランティアに関する相談機能や情報提供の充実をはじめ、ボランティアの手助けを必要としている高齢者とボランティア活動を結ぶコーディネート機能の充実、特定非営利活動法人（NPO法人）等の育成やその活動への支援促進を図ります。

また、社会福祉協議会で開催しているボランティア講座を活用し、地域で暮らす高齢者を支援するボランティアの確保・育成を図ります。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
------------------	-----

<p>社会福祉協議会のボランティアセンターの広報に努めるとともに、長岡京市市民活動サポートセンターの活動を通じて、市民及び非営利活動団体の社会貢献活動に対する支援を行い、市民が主体的に行動できるような仕組みづくりに取り組みます。</p>	<p>推進</p>
--	-----------

(2) 在宅生活への支援

支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で、可能な限り在宅に重点をおいて自立した生活を送ることができるよう、介護保険サービスと整合を図りながら、在宅での生活を包括的に支援するための福祉サービスの充実を図ります。

①生活支援サービスの充実

支援が必要な高齢者が自立した生活を送ることができるよう、見守りや経済的負担の軽減等を兼ねた生活支援サービスを提供します。

また、介護者の高齢化による「老老介護」や、介護者も認知症がある「認認介護」をはじめ、共働き夫婦の増加等による家族介護力の低下に対応し、介護者の身体的・経済的・心理的な負担を軽減するための支援に努めます。

■ 住宅改造（いきいき住まい）助成事業

低所得の高齢者が住み慣れた自宅で生活を継続するために、段差解消・手すりの設置等、対象となる工事費が介護保険の限度額（20万円）を超過する場合に助成を行います。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
<p>市広報誌や介護支援専門員連絡会議等の場を活用して、制度の周知に努めることで、住み慣れた自宅で生活を継続するために、制度の利用が必要とする高齢者が、適切に制度を利用することができるように努めます。</p>	<p>推進</p>

■ 高齢者在宅生活支援ホームヘルプサービス

医療機関退院後や体調不良等、突発的に支援が必要となった高齢者に対し、家事援助を行うホームヘルパーを派遣します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
<p>市広報誌や毎月開催している在宅介護支援センター連絡協議会等において制度の周知に努めることで、突発的に援助が必要となった高齢者に対して適切にサービスの提供を行い、自宅での日常生活が継続できるよう支援します。</p>	<p>推進</p>

■ 高齢者配食サービス

配食サービスは、単に食事の宅配のみでなく、高齢者の安否確認や地域の中での

見守り体制の構築に資する事業であり、今後、独居や高齢者のみの世帯の増加により事業の必要性はますます高まってくるものと考えています。現在は、社会福祉協議会（きりしま苑）への委託により、事業を実施していますが、きりしま苑の配食可能数に限りがあることもあり、週1回～3回の昼食のみの配食に留まっています。従前から、利用者を対象にしたモニタリング調査の実施等ニーズの把握に努めてきましたが、今後もニーズに応じた事業内容となるよう努めていきます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
今後のニーズの増加に対応できるよう、民間事業者やNPO法人等による活動との連携や、特別養護老人ホームやデイサービス事業所による配食事業の可能性なども含め、運営手法や事業内容については、充実を図る方向で検討していきます。	充実 (検討)

■ 緊急通報システム（シルバーほっとライン）運営事業

ひとり暮らし高齢者や生活支援が必要な高齢者世帯等を対象に、緊急通報装置を設置し、急な病気や事故、火災等の緊急時に迅速・的確に対応できるシステムを整備します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
独居や高齢者のみの世帯の増加が予測されることから、事業の必要性は高まると思われます。携帯電話の普及や民間の類似サービスの動向等によるニーズの変化も把握しながら、高齢者の在宅生活における安心・安全の確保を図るため、対象者要件や費用負担等事業のあり方を整理・検討します。	充実 (検討)

■ 介護用品給付事業

在宅の寝たきりの高齢者や認知症高齢者に対し、紙おむつやパッド等を支給します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
市広報誌や介護支援専門員連絡会議等の場を活用して、制度の周知に努めることで、制度の利用が必要な介護者に対して、適切に支給を行うことで、介護者の経済的負担の軽減を図ります。	推進

②在宅医療の充実

介護療養型医療施設の今後の動向を踏まえ、退院した要介護者が在宅医療を必要とする場合に適切な医療サービスが利用できるよう、医療との連携のもと、在宅医療の提供体制の充実に努めるとともに、「かかりつけ医制度」の普及をより一層推進します。

また、保健、医療、福祉、介護の連携を一層進める中で、医療ニーズと介護ニーズを併せもつ要介護（要支援）高齢者に対し、地域包括支援センターにおいて医療ケアに関

する相談・情報提供が図れるよう支援体制を充実していく必要があります。

(3) 認知症高齢者に対する支援の強化

高齢化の進展により、今後、ますます、認知症高齢者が増加することが予想されています。認知症高齢者が住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自立した生活を送ることが可能となり、介護する家族も安心して暮らすことができる社会を構築することは、高齢者福祉施策の中でも極めて重要なものとなってきます。そういった認識のもと、各関係機関との連携を強化する中で、様々な施策や連携体制の充実・強化を図ります。

① 認知症の予防及び早期発見・早期対応への取り組み

認知症対策については、予防と早期の段階からの適切な診断と対応が重要になることから、予防と早期発見・早期対応への取り組みを行います。介護予防や認知症に関する講座・相談等の開催のほか、高齢者の実態調査における民生児童委員の訪問や、在宅介護支援センターの日常的な地域の高齢者の相談活動等の中で、早期発見に繋げていきます。

■ 認知症予防講座等の開催

健康づくり教育の一環として、介護予防普及啓発や認知症の予防や理解を広めるため地域健康教室を実施します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
引き続き、地域の老人クラブや自治会等を対象に、転倒予防、認知症予防に関する教室や相談の実施により、認知症予防の取り組みを推進します。	推進

■ 認知症相談の実施

認知症の疑いが高い方への相談と、診断が既にされている方への対応方法などに関する家族等からの相談を地区医師会の協力のもと実施します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
認知症相談の実施により、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、早期発見・早期治療に繋げ、認知症のある方の生活の質の向上をめざすとともに、介護者の負担軽減を図ります。	推進

②認知症に関する知識の普及啓発の充実

認知症高齢者の尊厳を守り、介護を担う家族等の負担軽減を図るため、認知症に対する理解が地域全体に広まるよう、あらゆる機会を通じて知識の普及啓発に努めます。

■ 認知症サポーターの養成

国において推進されている「認知症サポーター100万人キャラバン」に則り、本市においても、認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターを一人でも増やすために認知症サポーター養成講座を引き続き開催していきます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
毎年度、養成講座を実施するとともに、自治会や学校、商店街等に養成講座の開催を働き掛け、開催を支援することで、認知症サポーターの養成に引き続き取り組みます。また、交流機会の確保など、認知症サポーター登録者の活用について検討します。	推進

■ キャラバンメイトの養成及びスキルアップ

認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトの養成講座及びフォローアップ研修等を実施し、認知症サポーター養成講座について、さらに内容の充実した効果的な講座の実施に努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
今後も、キャラバンメイトの養成講座及びフォローアップ研修を継続的に実施していきます。	推進

■ 広報誌等による啓発・周知

広報「長岡京」における認知症に関する特集記事の掲載やホームページの活用により定期的な情報発信を行うほか、認知症に関するパンフレット・冊子の活用等により、認知症についての正しい理解の普及・啓発に努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
今後も、市広報誌に、認知症に関する特集記事を定期的に掲載することで、認知症についての理解の普及・啓発に努めます。	推進

③医療体制の充実

早期発見・早期対応体制の整備も含め、認知症高齢者が地域で安心して生活が継続できるようにするためには、医療体制の充実が不可欠です。

地区医師会が構築されている認知症かかりつけ医ネットワークの活用等により、かかりつけ医をもってもらうことで、必要に応じて又は定期的な受診機会を確保することが

可能となり、地域の病院や専門医と連携して、専門医の指導のもとで、医療を受ける体制（病診連携）を作ることも可能となります。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
医療機関を含めた地域の関係機関のネットワークを強化することでかかりつけ医の確保及び定期的な受診機会の確保に努めます。	推進

④相談体制の充実

相談事業の実施等地域包括ケア推進の要となる地域包括支援センターの機能強化に努めます。また、認知症の人が住み慣れた地域の中で生活を継続するには、専門的な相談窓口や各関係機関の連携の核となる拠点が求められることから、必要なサービスを受けられるよう関係機関との連絡調整を行い、連絡会議の設置等によりネットワーク体制の構築を図ること等を業務とする、「認知症地域支援推進員」の配置について検討します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
相談者と医療機関、サービス事業所等関係機関を繋ぐコーディネーターである「認知症地域支援推進員」の配置について検討します。	充実

⑤サービス基盤の整備

市が事業所指定を行う地域密着型サービス（認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護等）について、ニーズに応じて計画的に整備を図ります。また、地域包括支援センターが主催する各サービス事業の連絡協議会等において、認定症高齢者への対応について、研修機会を設けて、各事業所職員のレベルアップに努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）について、本計画期間中に1ヶ所の整備を予定しています。	充実

⑥地域の関係機関のネットワーク構築及び地域活動の支援

予防から早期発見・早期対応を可能とするには、地域の医療、介護、福祉等の各関係機関のネットワークの構築・強化が不可欠です。地区医師会の認知症ネットワークや地域の自主的な活動におけるネットワークとの連携を深めるとともに、地域活動におけるネットワークづくりに対して支援を行います。

また、警察を含めた広域徘徊対応ネットワークを活用して、広域徘徊対応模擬訓練を実施し、徘徊がある認知症高齢者の早期発見・保護や身元確認が円滑に行える体制づく

りにも取り組みます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
地域の自主的な活動に対して、運営をサポートするとともに、研修会や講座等の開催に対して支援を行います。また、広域徘徊対応模擬訓練の実施により、徘徊対応のネットワークの構築に取り組みます。	推進

⑦地域の見守り体制の構築

認知症対応は、行政や各専門機関による対応だけではなく、地域における見守り体制が構築されることが、重要になります。早期発見のみならず、認知症高齢者が、住み慣れた地域の中で継続して、生活をしていくためには、地域の人々が認知症について、その原因や症状について正しい知識をもち、家族等介護者の気持ちを理解して、適切な対応を取ることが必要です。

配食サービス等の訪問型の生活支援サービスの充実とともに身近な地域の中で気軽に集えるサロン活動等地域コミュニティを再生・構築する取り組みを実施及び支援することで、高齢者の孤立化を防止することに努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
配食サービス等生活支援サービスの充実とサロン活動等地域コミュニティ構築の取り組みを支援します。また、初期の認知症高齢者が気軽に集えるサロン事業の実施について検討します。	充実 (検討)

(4) 虐待防止・権利擁護の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターを中心に、地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止に取り組むネットワークを推進します。

また、高齢者と接する福祉従事者に対する人権意識の向上を図り、虐待防止に向けた取り組みも推進します。

①高齢者虐待防止への取り組みの推進

長岡京市高齢者虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携により、虐待を受けるおそれのある高齢者の早期発見、虐待を受けた高齢者やその家族に対し適切な支援を行う対応力の向上をめざすとともに、虐待を防止する体制づくりを推進します。

■ 長岡京市高齢者虐待防止ネットワークの推進

高齢者の尊厳を保持するため、関係機関との連携により地域における高齢者虐待防止のため形成したネットワーク組織である「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員

会」の機能を強化し、虐待の防止に向けた啓発、虐待を発見した場合の適切な対応などを推進します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を定期的を開催し、情報の共有化を図るとともに、虐待対応マニュアルの対応手順について、実例に基づいた見直し等を実施し、支援体制の確立をめざします。	推進

■ 虐待防止及び啓発への取り組み

地域包括支援センターと連携し、地域のネットワークを活用した虐待防止のための研修会や講演会の開催、地域での見守り体制の充実・強化を推進し、虐待の防止、早期発見に取り組みます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
市広報誌やパンフレットの活用により周知を図るほか、高齢者虐待防止研修会や事例検討会議の開催により虐待防止意識の高揚に努めます。	推進

■ 虐待への対応

高齢者本人が家族等から虐待を受けている場合は、虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等が連携し、また困難事例については、弁護士、社会福祉士等の専門家と協議し、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置や成年後見制度等を活用した支援に努めます。

また、高齢者に対し虐待行為を行う養護者に対しても相談支援を行い、適切な対応を図ります。福祉施設内の虐待については、介護サービス事業者との連携を図るとともに、介護相談員の活動等も通じて、身体拘束ゼロをめざした取り組み体制を引き続き推進します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
困難事例については、随時、関係者からなる検討会議を開催し、弁護士等専門職とも協議の上、適切な対応に努めます。また、地域包括支援センターの「家族の交流会」「こころの相談」等の活用により、養護者の支援に努めます。福祉施設内の虐待については、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を通じた研修会の開催により、身体拘束ゼロをめざして取り組みます。	推進

②権利擁護事業の推進

認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など、判断能力が十分でない人の権利を守り、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用して自立した生活を送ることができるよう権利擁護事業による支援を引き続き実施します。

■ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な低所得者的高齢者が、本人の意思により成年後見審判（法定後見）の申立を行う場合、申立に要する費用を助成します。また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な高齢者に、報酬を助成します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
支援を必要とする高齢者が、制度を利用できるように対象者の把握に努め、適切に助成を行います。	推進

■ 成年後見審判（法定後見）の市長申立

判断能力が不十分な高齢者の成年後見審判の申立ができるのは、本人や本人の家族等であることから、身寄りがない高齢者や家族から虐待を受けている高齢者に対しては、市長が代わって申立を行います。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
身寄りがない等により、市長申立が必要な高齢者については、市において成年後見審判申立判定委員会を開催し、対象者の置かれている状況等を十分に検討した上で、適切に申立てを実施します。	推進

■ 日常生活自立支援事業（長岡京市社会福祉協議会）

認知症高齢者等の判断能力が低下した方との契約により、福祉サービス利用援助や日常生活における金銭管理、預かりサービス等を実施します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
社会福祉協議会と連携し、本事業の周知を図り、支援が必要とする人が、適切に事業の利用に繋がるよう努めます。	推進

■ 市民後見人の養成

今後、成年後見制度の必要性が高まることが見込まれ、弁護士等の専門職による後見人だけでなく、市民の中から後見人を育成し、支援体制を構築する必要があることから市民後見人の養成に努めます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
------------------	-----

市民後見人を育成するための研修・講座の実施や困難事例等に円滑に対応できるための専門職の支援体制の構築について今後検討していきます。

検討

(5) 安心して暮らせる生活環境の充実

高齢者にとって安全で安心な住まいの確保を進めるとともに、積極的に地域活動や趣味の活動、ボランティアなどに参加できるよう、安全で快適なユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

① 住まいに関する安心・安全の確保

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅制度などが運営されていますが、安否確認や生活相談を必須とするサービス付高齢者向け住宅の整備が進められる一方、一般賃貸住宅や有料老人ホームへの転換も行われています。高齢者が安全、安心して暮らすために適切な住まいを選択、利用できるよう、事業者の動向把握や制度の周知、情報の提供に努めます。

また、高齢者が自立した生活を維持できるよう、住宅改造等の各種助成制度の活用について普及啓発に努めます。

■ 養護老人ホーム等入所措置の実施

社会的・経済的等の理由により、在宅生活が困難な高齢者を、老人福祉法に基づき、養護老人ホーム等へ入所措置を行います。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
入所措置については、市で設置する老人ホーム入所判定委員会において、高齢者の家庭環境や経済的な状況等を十分に検討した上で、適切な措置決定を行います。	推進

② 生活環境の整備

事業主や関係機関に対し、ユニバーサルデザインに関する法令の内容を周知し、それに基づき指導・助言を行います。

また、高齢者が安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や道路のバリアフリー化を引き続き促進するとともに、ユニバーサルデザインを踏まえ、誰もが安全で安心して暮らしやすい整備に努めます。

基本目標Ⅱ 『参加と予防』

《高齢者の生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）の向上と自立支援のために》

1 健康づくり・社会参加の推進

アンケート調査の結果では、要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者の病歴として「高血圧」や「高脂血症」など、不適切な生活習慣や食生活、運動不足などが原因となる疾病にかかっている人は少なくありません。一方、一般高齢者の7割以上は自分なりに健康と意識しています。

はつらつとした高齢期を過ごすためには、市民の生涯を通じた健康づくりが大切です。「自らの健康は自らがづくり守っていく」という意識の醸成に向け、地区医師会、地区歯科医師会等と協力し、健康保持・増進のための支援を行っていく必要があります。

また、団塊の世代が今後、順次高齢者となり、新しい価値観で地域づくりを担うことが期待されます。このため、地域活動を支える人材として高齢者が活躍できるよう支援し、積極的な社会参加を促すことが必要です。

このような現状と課題を踏まえ、今後は、次の個別施策に沿って関連事業等を展開します。

【個別施策】

- (1) 市民の主体的な健康づくりへの支援
- (2) 生活習慣病等の疾病予防
- (3) 生きがいづくり・社会参加の推進

(1) 市民の主体的な健康づくりへの支援

保健・医療・福祉の各関係機関や地域の団体と連携しながら、健康づくり活動を推進し、地域住民の主体的な健康づくりを支援するとともに、生活習慣病をはじめ、閉じこもりがちな高齢者の社会的孤立の解消、自立生活への支援を通じて認知症や寝たきりを予防し、健康寿命の延伸を図ります。

①市民の健康づくり意識の向上

市民自らが生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防する「一次予防」に重点的に取り組みます。

健康に関する情報が氾濫する中、健康教育など通じ、生活習慣病予防や健康増進等、市民に対し、生涯を通じた健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を推進します。

②かかりつけ医の普及啓発

日常の健康に関する相談から、入院治療や介護保険サービスの紹介、最適な在宅ケアなど、身近なところで継続的な健康管理を行うために適切な助言・指導を行う「かかりつけ医」について、引き続き普及啓発します。

(2) 生活習慣病等の疾病予防

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を対象とした特定健康診査（基本健康診査）・特定保健指導を推進するとともに、各種がん検診をはじめ、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣の改善指導の充実を図り、壮年期における生活習慣病の予防、早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。

①メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に関する正しい知識の普及啓発

メタボリックシンドロームが健康に与える影響などを踏まえ、運動習慣の定着と食生活の改善を基本に、生活習慣病予防の考え方を市民にわかりやすい形で広く普及啓発を行います。

②特定健康診査・特定保健指導及び各種がん検診の受診促進

市民の健康管理と疾病の早期発見、早期治療を目的に、本市国民健康保険加入者（40～74歳）に対し特定健康診査・特定保健指導を、また後期高齢者医療加入者（75歳以上）に対し、長寿健康診査を、それぞれ実施しています。また、各種がん検診や肝炎検査等を実施しています。

より受診しやすい環境を整えるため、地区医師会及び保健担当課との十分な連携によ

り円滑な制度運営を図ります。また、対象者に対する受診勧奨を行うとともに、市広報やホームページで事業実施状況の報告及び地区医師会への協力依頼により、一層の制度の周知を図ります。

(3) 生きがいづくり・社会参加の推進

地域包括ケアシステムにおけるサービス提供体制を実現するにあたり、介護保険や市の保健福祉サービスなど公的サービスでは支えきれない隙間的なサービスについては、地域住民の共助による支え合いが重要な役割を果たします。豊富な経験と知識をもった高齢者が、様々な活動を通して地域社会に貢献し、健康ではつらつとした高齢期を送ることができるよう、高齢者のニーズに応じた生きがいづくりや社会参加、スポーツ・レクリエーション等の機会の充実を図るとともに、地域のボランティア団体等への支援に努めます。

① 高齢者の生きがい・居場所づくり

高齢者の生きがいづくりの場や居場所として、老人福祉センターなどの高齢者福祉施設における様々な活動への支援の充実に努めます。また、交流拠点として、身近な地域の中で気軽に集えるサロン等の居場所づくり活動に対して取り組むとともに、そういった地域の活動を支援することで、地域のコミュニティの構築を図ります。

■ 生きがい・居場所づくりの推進、支援

単身高齢者や認知症高齢者の増加により、地域における見守り体制の強化と生きがいをもって過ごすことができる居場所の確保がますます重要になってきています。

現在、そういった観点から、ボランティアの活用等により自主的な活動をされている団体に対して、市や社会福祉協議会等から支援を行っていますが、引き続き支援を実施するとともに、生きがい・居場所づくりの推進に取り組みます。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
地域における自主的な生きがい・居場所づくり活動に対して支援を行うとともに、居場所づくりの推進のための具体的な方策について検討します。	充実 (検討)

■ 老人福祉センター「竹寿苑」

団塊の世代の利用の増加を見込み、各種クラブ活動の活性化や講座の開催、健康づくり・介護予防事業の推進など、できるだけ多様なニーズに応えられるよう活動内容を充実し、高齢者の生きがいづくりや社会参加の拠点として活動の推進を図ります。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
------------------	-----

生きがいきづくり・介護予防等多様なニーズに対応する事業内容についての検討とともに、老朽化している現施設の修繕・改築等も含め今後の施設のあり方について検討を行います。	検討
--	----

■ 地域福祉センター「きりしま苑」

地域福祉センター「きりしま苑」においては、生活全般や介護に関する相談事業を実施し、必要な各種サービス、制度が適切なタイミングで利用されるように、広報・啓発活動を兼ねた取り組みを推進します。また、高齢者の一般利用を促進し、かつ、高齢者の心身リフレッシュ、各種趣味・教養講座や生きがい活動、介護予防の場を提供する拠点施設として充実を図り、また小地域での健康福祉活動の取り組みや、高齢者が自ら行う活動等に対する支援など、高齢者の自立に向けた取り組みを推進します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
事業内容を充実させることで利用促進を図るとともに、高齢者の自立に向けた取り組みを引き続き支援します。	推進

■ 老人憩の家

高齢者が、地域で日常的に気軽に集え交流する場として引き続き活用します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
利用しやすい施設づくりに努めるとともに、広報を充実させることにより利用者を拡大し、活動の活性化を図り、利用者の増加をめざします。	推進

■ 老人園芸広場運営事業

60歳以上の市民を対象に農園を貸与し、高齢者が自然とふれあいながら園芸を楽しむことを通じ、生きがいきづくりを促進します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
利用者を対象としたアンケート調査の実施等により、ニーズの把握に努め、利用者同士の交流機会の拡大等事業内容についての検討を行います。	検討

②老人クラブ活動への支援

団塊の世代が高齢期を迎えることを踏まえ、多様なニーズに対応した老人クラブの活動内容を工夫し、高齢者の活動への関心を高め、参加しやすい環境づくりなどについて老人クラブと市が協働して充実を図ります。

また、高齢期を充実させ、社会参加・社会貢献の促進に寄与している老人クラブへの活動や結成に必要な支援を推進します。

■ 老人クラブ活動助成事業

老人クラブの健全な育成と発展と高齢者福祉の増進を図るため、引き続き、活動費等に対する支援を行います。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
事業の目的、主旨に沿って、引き続き活動費等に対する支援を適切に行います。	推進

③高齢者の就労支援

高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識や経験、技能を生かし、就労を通じた生きがいつくりや社会参加・社会貢献を促進するため、臨時的かつ短期的な就業を希望する高年齢者のために無料の職業紹介や知識や技能の研修・講習会などを行うシルバー人材センターへの支援を行い、高齢者の就労促進を図ります。

■ シルバー人材センター運営助成事業

高齢者の就業機会の提供や生きがいつくりに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの運営に対し、事業の円滑な実施のために支援を行います。また、活動の普及啓発のための広報活動や会員の拡大についても支援します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
引き続き、シルバー人材センターに対して、円滑な事業の実施を目的として、適切に支援を行います。	推進

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

高齢者の健康づくりと高齢者同士、また多世代間の交流を図るため、各種スポーツ・レクリエーション活動を庁内の関係部署、地域の関係団体等と連携して開催するとともに、高齢者の積極的な参加促進に努めます。

⑤地域敬老事業の充実

保育所（園）や幼稚園、学校など、地域との連携のもと、高齢者とのふれあいの場の提供の充実に努めます。

■ 敬老事業

地域で開催される敬老事業に対し、社会福祉協議会と連携して、地区敬老行事開催費補助金を交付するなどの支援を通じ、地域における高齢者の交流促進、生きがいつくりや高齢者を敬う意識啓発を推進します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
引き続き、適切に補助を実施することで、高齢者の交流促進や敬老意識の啓発を図ります。	推進

2 介護予防の推進

高齢者が、いつまでも健康でいきいきと暮らすためには、健康づくりや生きがいづくりとともに、要介護状態となることの予防や要介護状態になっても、その状態が悪化しないように心身の維持・改善を図る介護予防の推進が重要です。

アンケート調査の結果では、要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者のほぼ3人に1人は生活機能の低下リスクがあり、介護予防が必要と考えられる方となっています。また一般高齢者で意識的に外出を控えている割合は、男女とも加齢とともに上昇し、85歳以上の女性では2人に1人となっています。生きがいを感じるタイミングについてみると、「おいしいものを食べているとき」や「家族との団らん」「テレビを見たり、ラジオを聴いたり」「友人や知人と過ごすとき」など、どちらかといえば内向的な活動の割合が上位を占めています。

加齢や生活習慣に伴う疾病とともに、ふだんの生活の不活発化が日常生活の活動量を低下させる原因となる可能性があります。心身機能や生活環境の改善などを通して、日常生活における高齢者の活動量や社会参加の機会を増やし、生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、高齢者の生活の質（QOL）の向上をめざすことが必要です。

このような現状と課題を踏まえ、今後は、次の個別施策に沿って関連事業等を展開します。

【個別施策】

- (1) 一次予防事業の推進
- (2) 二次予防事業の推進
- (3) 介護予防拠点の整備

(1) 一次予防事業の推進

すべての高齢者を対象とした介護予防事業（一次予防事業）として、市民にとって身近なところで、健康教育や健康に関する相談事業、介護予防に対する意識啓発などを引き続き推進することにより、生涯にわたる健康づくりや介護予防に必要な基本的な知識を普及啓発し、市民自らが健康づくりや介護予防の活動に意識的に取り組めるよう支援します。

①介護予防普及啓発事業

介護予防に関する基本的な知識の普及啓発のため、保健センターや老人福祉センター、自治会館、総合交流センター、多世代交流ふれあいセンターなど、市民に身近な場を活用し、認知症予防をはじめ、介護予防に関する様々な啓発事業を推進します。

②地域介護予防活動支援事業

市民が主体となって地域において介護予防の取り組みが進み、その活動が継続されるよう、地域における介護予防活動に取り組む組織に対する支援に努めます。

また、保健センターや自治会館等において、引き続き、介護予防健康教室や出前講座等を開催するとともに、地域のニーズに応じた介護予防事業を展開します。

さらに、今後も増加が見込まれる認知症について、市民の理解を一層深めるため、「認知症サポーター養成講座」の開催とともに、サポーターの活動を支援します。

③一次予防事業の評価

一次予防事業の評価を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発や活動に多くの高齢者の参加を促す取り組みを推進します。

(2) 二次予防事業の推進

生活機能の低下がみられ、要介護（要支援）状態になるおそれのある高齢者に対し、運動や栄養、口腔機能の向上など、高齢者の状態に応じた介護予防事業に繋げ、要介護（要支援）状態になることへの予防に努めます。

①二次予防事業対象者把握事業の強化

「生活機能チェック表」や地域のネットワークからの情報提供などにより、二次予防事業対象者の把握に努めます。また、チェック表未回答者の状況把握にも努めます。

②二次予防事業（介護予防事業）の推進

効果的な介護予防事業を推進するとともに、保健センターや老人福祉センター等の身

近な施設を活用し、高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう支援します。

また、二次予防事業対象者に対しては、通所による介護予防事業を引き続き実施します。

■ 高齢者介護予防デイサービス事業

介護予防ケアプランに応じた介護予防事業プログラムについて、デイサービスを通じて実施します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
利用者が想定されたほど伸びていないことから、対象者の把握及び利用勧奨に努めるとともに、1日単位の利用だけでなく、半日単位の利用等より柔軟で利用しやすい事業のあり方について検討します。また、介護予防ケアプランに基づいた、効果的な介護予防事業プログラムを実施することで、状態が改善した人の割合を増加させることをめざします。	充実 (検討)

■ 高齢者介護予防トレーニング

介護予防事業プログラムのうち、運動と口腔ケアを組み合わせ実施します。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
対象者の把握に努め利用率を高めるとともに、介護予防ケアプランに基づいた、効果的な介護予防事業プログラムを実施することで、状態が改善した人の割合を増加させることをめざします。	推進

③二次予防事業の評価

介護予防事業の効果による要介護認定者数の推計値を基準に、二次予防事業の評価を実施します。

(3) 介護予防拠点の整備

高齢化の進展により、今後は地域の中で、気軽に通うことができる介護予防施設の整備が求められることが予想されることから、新たな介護予防拠点の整備について検討を行います。

基本目標Ⅲ 『介護』《持続可能な介護の体制づくりのために》

1 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で在宅を中心とした介護を受けることができるよう、介護保険サービスの充実・強化と円滑な実施を図り、利用者が身近な場所で安心して必要とするサービスを利用できる体制の充実に取り組むことが必要です。

アンケート調査の結果では、要介護（要支援）認定を受けていない一般高齢者では、介護が必要になった場合、介護サービスを活用して在宅での生活を望む高齢者が4割近くを占め、在宅での継続生活に介護保険の活用が有効な方法のひとつであると認識されている様子がうかがえ、居宅を中心とした介護保険サービスの充実が引き続き必要です。一方、要介護（要支援）認定者（在宅）の介護サービスに対する利用満足度は全般的に高く、特に予防サービスを利用する要支援者で満足度が高い傾向がみられ、事業者によるサービスの質向上の取り組みの成果が一定現れているものと考えられます。

利用者が安心して介護保険サービスを利用することができるよう、サービスの質の向上をはじめ、適正なサービス提供のための取り組みなどを引き続き推進し、介護保険制度の円滑な運営に努めることが必要です。

このような現状と課題を踏まえ、今後は、次の個別施策に沿って関連事業等を展開します。

【個別施策】

- (1) 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実
- (2) 介護保険の円滑な運営体制の充実

(1) 介護保険サービスの安定的な提供体制の充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人なりに自立した生活ができるよう、地域の実情に応じ居宅サービス、地域密着型サービスに重点をおいたサービスの充実を図ります。また、様々な事情により、在宅での生活が困難な要介護認定者を対象として、特別養護老人ホーム等の介護保険施設についてもニーズに応じて整備に努めます。

各サービスに対する利用者のニーズ等に基づき量的な整備目標を設定し、サービスの利用者の見込みに応じた量の確保と、その安定的な供給体制の確保・充実について引き続き取り組みます。

①地域密着型サービスの充実

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の今後の増加を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって生活を送ることができるよう、身近なところでサービスを利用できる地域密着型サービスの充実を努めます。

②介護保険施設の整備

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた自宅で生活が継続できるよう在宅サービスの充実を努めますが、一方で様々な理由により在宅での生活が困難な要介護高齢者の施設サービスに対するニーズも高いものがあります。従前から整備計画に基づいて、計画的な整備に努めてきましたが、本市においては施設建設が可能な用地の確保に困難さがある等の課題があります。今後も、施設サービスに対するニーズを把握するとともに、適切な土地の確保について、方策を検討します。

■ 民間老人福祉施設等整備費助成事業

特別養護老人ホーム等を建設する社会福祉法人に対し、建設費や利子補給を行うとともに、地域密着型サービスの建設や開設準備にかかる経費の補助を行います。

計画期間中の方向性または達成目標	方向性
利用者のニーズを把握した中で、介護保険事業計画の整備計画に基づいて、施設の整備を行い、事業者に対して、適切に補助を行います。	推進

③介護保険在宅サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立生活ができるよう、在宅に重点をおいたサ

サービスの充実強化に引き続き取り組みます。

また、サービス提供事業者の新規参入もしくは既存事業者の事業拡大にあたっては、サービスに対するニーズを把握し、地域の介護需要に関する情報の収集及び事業者に対する情報提供を引き続き図ります。

さらに、多様なサービス事業者の参入を促進するため、地域に密着した活動を実施している特定非営利活動法人（NPO法人）等に対して情報提供や意見交換の場を設けるなど、事業展開を促進するための環境づくりを図ります。

（２）介護保険の円滑な運営体制の充実

介護保険サービスの提供にあたっては、利用者の人権を尊重し、それに携わる人材の資質の向上に努めるとともに、事業者自ら評価を行うことで、介護保険制度に対する市民の信頼や安心の確保に努めます。

①要介護認定の適切な実施

認定調査の公平・公正性の確保、人権に配慮した調査を行うため、随時、認定調査員に対する研修を実施するとともに、認定調査委託事業所が実施した認定調査票の点検を実施し、認定基準の統一化に引き続き努めます。

新規・区分変更申請の場合は、市が認定調査を行い、更新申請で委託を行う場合は、調査の適正を確保するため、一定期間ごとに市が調査を行うなど、内容の検証を行います。

また、乙訓２市１町の連携により、介護認定審査会委員に対する研修や相互の意見・情報交換に努めるとともに、合議体間での格差が生じないように、介護認定審査会委員構成の変更等、介護認定審査会の平準化を図ります。

②介護保険事業に関する評価の実施

介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等の運営状況を定期的に評価・分析の上、「長岡京市地域健康福祉推進委員会 高齢福祉部会」に報告し意見を求めるなど、情報提供に努めます。

③介護給付適正化に向けた取り組み

介護サービスの質の向上及び介護保険給付の適正化を図るため、認定訪問調査の点検をはじめ、住宅改修の実地点検、医療情報との突合、縦覧点検などを実施します。

④介護サービス事業者に対する指導・助言等の取り組み

地域密着型サービスについては、本市に指定・指導権限があることから、必要に応じて、サービス事業者に対する質問、調査等を実施し、利用者に適正なサービスが提供されるよう、引き続き指導、助言等を行います。

また、「地域密着型サービス運営委員会」において、地域密着型サービスの指定や指定基準、運営評価等に関し審議を行い、サービスの適正な運営を確保する取り組みを推進します。

⑤介護サービスの普及啓発の推進

ガイドブックや市広報誌、出前講座やホームページ等により、介護保険制度やサービスの利用方法等の情報提供に引き続き努めます。

また、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、民生児童委員、地区福祉委員等と連携し、介護サービスの普及啓発、情報提供を図るとともに、情報提供に際しては、障がい者や在日外国人、ひとり暮らし高齢者等、情報が届きにくい方への配慮に努めます。

⑥介護サービスに関する苦情・相談体制の充実

特別養護老人ホームやグループホームなどの介護保険施設等の利用者に対しては、「介護相談員」が利用者の不満や不安を受け止め、施設側との意見交換等により、それらの解消に努めます。

また、障がい者やその家族等の相談に迅速に対応できるよう、手話等のコミュニケーション支援等を行うとともに、地域のネットワークを活用し、地域での相談支援体制の充実に努めます。

なお、要介護認定等に対する不服申し立てについては「京都府介護保険審査会」が、サービス内容に対する苦情については、「京都府国民健康保険団体連合会（国保連）」が、各々対応することになっています。

⑦介護従事者の育成・定着のための支援

介護人材等の確保対策等が適切に実施できるよう、京都府や福祉人材センター等と連携を図りながら、介護職員の育成・定着に向けた支援に努めます。また、介護事業所連絡会議等で、人材育成・定着への事業所の取り組みに関する情報共有を図ります。